

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
060010	患者の入国ビザ発行の規制緩和	外務省設置法第4条13号	査証によって、外国人の本邦への入国及び滞在が差し支えないかを判断している。	国際外傷機能再建センターで治療を受けようとする患者には、観光ビザでは期間が不十分であるので、治療に必要な期間滞在できる医療ビザを発行する。	外貨獲得のため、外傷後遺障害者の機能再建のための患者を、アジアを中心に国外からも受け入れる。	D	IV	短期間病気治療を目的とする者に対しては、短期滞在査証(滞在期間90日)を発給している。短期間病気治療を目的とする者の査証取得手続きにつき、外務省ホームページにおいて分かりやすく説明することを検討中。今後、より細かい対応につき検討していく。	国際外傷機能再建センター	0023040	個人	東京都	外務省 法務省
060020	研究開発促進に関する利益相反法令の緩和	独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第8号、第32条	独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第8号は、機構の業務として、「前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。」と規定する。また、同法第32条第1項において、「機構は、有償資金業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができる。」と定める。	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特定の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。  政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライファイノベーションの研究をつくば在任の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き債の債権で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先進性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を間に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く輪廻を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生計所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にポトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライファイノベーション)に係る研究開発に關し、つくばに立地する各研究機関が産官・国内外で連携して取り組む。	C	I	機構法第32条は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てる目的に限り、債券を発行することができることとしている。一方で、機構法第13条第1項第8号に規定する研究は、国際協力に関するテーマの理論・実証研究等を行うものであり、本件提案の想定する先端科学技術の研究と異なり資金の回収が見込まれないため、同業務のために債券を発行できるように制度を改正することは適当ではない。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0035010	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
060031	寄付及び反対給付に関する利益相反にかかわる規制緩和	該当なし	該当なし	・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としない寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(金額換算)を行う。  【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可.) 寄付行為に対して: 農産品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	C	IV	機構法第13条第1項第8号に規定する研究は、国際協力に関するテーマの理論・実証研究等を行うものであり、本件提案の想定する先端科学技術の研究と異なり研究成果が企業活動に直接裨益するものではないため、寄付の対価としての情報提供を行うことに対するニーズが想定できない。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0035030	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
060040	国際コンベンション運営・設 置関係者の入国規制の緩和	外務省設置法第4条 13号	査証によって、外国人の本邦への入 国及び滞在が差し支えないかを判断して いる。	Sibos2012運営・設置の専属チームなどの関係 者の入国規制緩和によるMICE誘致の促進を求 める。	①現状 全世界の国際金融専門家などが集うSWIFT(国際銀行間取引通信協会)年次総会～Sibos(サイボ ス)が、2012年にインテックス大阪で開催される。 ②問題点 その準備はSWIFT本部と各参加企業の専属チームが行い、日本国内で報酬を得るものではない が、その日本在留資格を保證する法規定がなく、入国の際の規制が大きな懸念となっている。 ③解決策 入国管理法第二条の二別表に関係者の在留資格について、別表第一の三に規定する「本邦に短 期滞在して行う」事項に「国際コンベンション運営・設置関係業務」を追加するなど、国際コンベン ションの運営・設置関係者が確実に入国できるよう、在留資格やビザの発給について必要な措置 を求める。 ④効果 100億円の経済波及効果といわれるSibosなど、海外からの専門集団による準備等が伴う大規模 国際コンベンションの誘致促進に繋がる。	E		国際会議の準備のために短期間 訪日する者に対しては、短期滞在 査証を発給することで対応する。	国際コンベンシ ョン都市の創出	0043340	大阪府 大阪市	大阪府	法務省 外務省
060050	中国人観光客の所得要件の 緩和、滞在期間の延長	外務省設置法第4条 13号	査証によって、外国人の本邦への入 国及び滞在が差し支えないかを判断して いる。	中国人観光客の訪日個人観光については、一 定の要件を満たす場合にビザを発給してい るが、その要件の緩和を求める。	①現状 平成21年7月から、中国人観光客の訪日個人観光ビザの発給業務が始まったが、平成21年7月1 日～12月31日までで7,689人に留まっている。 ②問題点 個人観光ビザ発給にあたっては、一定の所得を要件としており、富裕層しか対象となっていないた め、中国からの観光客があまり伸びない要因の一つとなっている。 ③解決策 所得等の要件を緩和し、中堅所得層までビザ発給を拡大するとともに、滞在期間を延長する(現行 15日)。 ④効果 団体旅行を避けたい人や多様な旅行形態が可能となる。	B-1	IV	平成22年7月をめどに、中国人 が個人で観光する場合の査証に ついて、取扱公館の拡大や査証 発給条件の見直しを検討してい る。	外国人高度・専門 人材等の受入拡 大	0043470	大阪府 大阪市	大阪府	外務省